

令和5年5月19日

第35回農業委員会総会

議 事 録

福島県河沼郡会津坂下町農業委員会

第35回会津坂下町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年5月19日（金）午後2時～午後3時45分

2 開催場所 会津坂下町役場 3階 大会議室

3 出席委員（9人）

会長 1番 成田 嘉孝

委員 2番 薄 正喜 3番 小畑 修一 4番 鈴木 寿夫 5番 鈴木 清介 6番 五十嵐 尚

7番 鈴木 富也 8番 波多野 健悟 10番 齋藤 恵子

坂下地区 渡部 淳 若宮地区 渡部 敦 金上地区 木村 行男 川西地区 永山 廣隆

高寺地区 渡辺 清栄

4 欠席委員（3人）

9番 五十嵐 智子 広瀬地区 二瓶 義典 八幡地区 手代木 学

5 遅刻委員（0人）

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 報告第133号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第134号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第135号 会津坂下町農用地利用集積計画について

議案第 1 3 6 号 現況確認証明について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 長谷川 裕一、 農地管理係長 荒井 貴史、 係員 高久 佳菜

8 会議の概要

(議長)

本日は、農業委員会総会を招集いたしましたところ、何かとご多用の折りご出席をいただきましてありがとうございます。

それでは、これより出席農業委員の確認をいたします。9 番 五十嵐委員より欠席の届出があり、只今の出席委員は、9 名であります。定数に達しております。

また、本日の総会に出席する農地利用最適化推進委員は、広瀬地区 二瓶推進委員、八幡地区 手代木推進委員が欠席のため 5 名です。それでは、第 35 回農業委員会総会を開会いたします。本日の議事日程は、前もってお配りしましたとおりであります。

日程第 1 議事録署名委員の指名について

(議長)

議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員として、3 番 小畑委員、4 番 鈴木委員の 2 名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定について

(議長)

「会期の決定について」を議題といたします。お諮りいたします。

第 35 回農業委員会総会は、本日一日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

(議長)

次の日程に入る前に確認をしておくことがあります。

議題の各案件については、個人名等を伏せて調査報告をお願いします。また、質疑採決は1件ごとに行います。

日程第3 議案第133号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」

(議長)

日程第3 議案第133号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。

<事務局朗読>

(議長)

1号案件から4号案件について、事務局に説明を求めます。

(事務局)

1号案件は、空き家バンク事業を利用し空き家を購入された方が、その付属農地を取得するものです。

これまでは、空き家バンクの附属農地の別段面積は1アールと設定されていたことから、取得することができませんでした。しかし、令和5年4月に農地法の改正があり下限面積要件が撤廃されたことから、この度所有権移転することとなったものです。

2号案件は、両者とも昨年の農地相談会に参加された方々であり、譲渡人は相続した農地を処分したい、譲受人は、規模を拡大したいとこのことでマッチングした案件となります。譲受人は、町外で営農していますが、農地を相対で借りているため経営面積には含まれておりませんが、取得する農地では、アスパラやトマトを栽培する計画があるとのことでした。

3号案件の申請地は、譲受人宅のすぐ隣に位置し、育苗ハウスとしてこれまで賃貸借契約をしていたが、この度、所有権移転することとなったものです。

(議長)

1号案件について、事務局より調査報告をお願いします。

(事務局)

1号案件についてですが、当案件について委任を受けている者に、申請時に申請地、面積、対価等を確認しておりますことを報告いたします。

(議長)

質疑に入ります。1号案件についてご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。1号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって1号案件は許可適当と認め許可することに決しました。

(議長)

2号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(金上地区 木村推進委員)

2号案件について調査の結果を報告します。譲渡人に対しては5月14日に電話にて、譲受人に対しては5月16日に電話にて申請地、面

積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いないことを確認しました。皆様の慎重審議をお願いします。

(議長)

質疑に入ります。2号案件についてご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。2号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって2号案件は許可適当と認め許可することに決しました。

(議長)

3号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(6番 五十嵐委員)

3号案件について調査の結果を報告します。譲渡人に対しては5月13日に電話にて、譲受人に対しては同日となる5月13日に電話にて申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いないことを確認しました。皆様の慎重審議をお願いします。

(議長)

質疑に入ります。3号案件についてご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。3号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって3号案件は許可適当と認め許可することに決しました。

議案第134号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」

(議長)

議案第134号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。

<事務局朗読>

(議長)

1号案件について、事務局に説明を求めます。

(事務局)

本案件は、住宅の建て替えにあたり、現状では建築基準法の接道要件を満たしていないことから、町道に隣接する申請地を宅地進入路として転用するものです。

農地転用許可基準の立地基準は、申請地の周辺は、住宅、事業の用に供する施設が連たんしている第3種農地に該当すると考えられます。

一般基準は、資力については全額自己資金で賄い、申請地の宅地進入路整備の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水は南側水路へ排水することとしており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはなく、転用の必要性、確実性が認められることから、許可基準に適合していると考えられます。

(議長)

1号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(金上地区 木村推進委員)

1号案件について調査の結果を報告します。5月12日に事務局と共に現地に赴き、周辺農地に影響がないことを確認しました。申請者に対しては5月14日に電話にて、申請地、面積、転用の目的等を聞き取りし、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。皆様の慎重審議をお願いします。

(議長)

質疑に入ります。1号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。1号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって、1号案件は許可適当と認め、許可することに決しました。

議案第 135 号「会津坂下町農用地利用集積計画について」

(議長)

議案第 135 号「会津坂下町農用地利用集積計画について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。

<事務局朗読>

(議長)

所有権移転 1 号案件から 2 案件について、事務局に説明を求めます。

(事務局)

所有権移転 1 号案件から 2 号案件は、福島県農業振興公社による農地中間管理機構特例事業での売買であり、5 月 11 日に農地利用調整会議を開催しております。

1 号案件は高寺地区の田、2,902 m²を 10 a 当たり 55 万円で農業振興公社が買い入れます。今後は高寺地区の認定農業者である法人に売り渡す予定です。

2 号案件は広瀬地区の田、7,791 m²を 10 a 当たり 70 万円で農業振興公社が買い入れます。今後は申請地近辺を営農している認定農業者に売り渡す予定です。

(議長)

1 号案件について担当委員の調査報告を求めます。

(高寺地区 渡辺推進委員)

1 号案件について、調査の結果を報告します。5 月 11 日に開催されました、農地利用調整会議に参加し、移転面積、対価総額等について、議案書に相違ないことを確認しました。以上、報告とし皆様の慎重審議をお願いします。

(議長)

質疑に入ります。1号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。1号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって1号案件については許可適当と認め、町長へ要請することに決しました。

(議長)

2号案件について事務局より調査報告を求めます。

(事務局)

本日欠席の広瀬地区の二瓶推進委員より調査報告書を預かりましたので、代わって事務局で報告します。5月11日に農用地利用調整会議に出席し、移転面積、対価総額等は議案書に記載のとおり間違いありませんとのことです。

(議長)

質疑に入ります。2号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。2号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって2号案件については許可適当と認め、町長へ要請することに決しました。

(議長)

次に利用権設定1号案件から49案件について、事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

1号は公社が坂下地区の田1,682㎡を借入れ、2号の若宮地区の農業者に集積します。これは昨年、農業委員、推進委員の皆さんで耕作放棄地だったものを解消した農地です。

3号から5号までが関連があり、3号は公社が若宮地区の田12,100㎡を借入れ、4号も公社が若宮地区の田10,114㎡を借入れ、5号の若宮地区の認定農業者に集積します。

6号から8号までが関連があり、6号は公社が若宮地区の田13,610㎡を借入れ、7号は公社が坂下地区、若宮地区及び八幡地区の田13,507㎡を、同じく八幡地区の畑2,775を借入れ、若宮地区の認定農業者である法人へ集積します。なお、畑については今後賃借料の変更をする予定となっております。

9号案件は公社が金上地区の田32,665㎡を借入れ、10号の認定農業者である法人へ集積します。

11号は公社が金上地区の田11,838㎡を借入れ、12号の金上地区の認定農業者へ集積します。

13号は公社が金上地区の田32,082㎡、畑1,324㎡を借入れ、14号の金上地区の認定農業者へ集積します。

15号から18号までが関連があり、15号は公社が広瀬地区の田714㎡を借入れ、16号は公社が広瀬地区の田1,261㎡を借入れ、17号は公社が広瀬地区の田8,794㎡を借入れ、併せて18号の広瀬地区の認定農業者へ集積します。

19号は公社が広瀬地区の田6,500㎡を借入れ、20号の広瀬地区の認定農業者へ集積します。

21 号は公社が広瀬地区の田 5,703 m²を借入れ、22 号の広瀬地区の認定農業者へ集積します。

23 号から 25 号までが関連があり、23 号は公社が広瀬地区の田 5,501 m²を借入れ、24 号は公社が広瀬地区の田 3,123 m²を借入れ、併せて 25 号の広瀬地区の認定農業者である法人へ集積します。

26 号から 28 号までが関連があり、26 号は公社が川西地区の田 13,621 m²を借入れ、27 号は公社が川西地区の田 462 m²を借入れ、併せて 28 号の川西地区の認定農業者である法人へ集積します。

29 号から 38 号までが関連があり、29 号は公社が八幡地区の田 2,061 m²、八幡地区の畑 3,553 m²を借入れ、30 号は公社が八幡地区の畑 495 m²を借入れ、31 号は公社が八幡地区の畑 161 m²を借入れ、32 号は八幡地区の畑 766 m²を借入れ、33 号は公社が八幡地区の畑 224 m²を借入れ、34 号は公社が八幡地区の畑 990 m²を借入れ、35 号は公社が八幡地区の畑 1,485 m²を借入れ、36 号は公社が八幡地区の畑 5,338 m²を借入れ、37 号は公社が八幡地区の畑 4,246 m²を借入れ、29 号から 37 号までを併せて、今年 3 月に設立した 38 号の八幡地区の法人へ集積します。

39 号から 42 号までが関連があり、39 号は公社が高寺地区の田 29,445 m²を借入れ、40 号は公社が高寺地区の田 5,481 m²を借入れ、41 号は公社が高寺地区の田 7,504 m²を借入れ、39 号から 41 号までを併せて 42 号の高寺地区の認定農業者である法人へと集積します。

43 号から 45 号までが関連があり、43 号は公社が川西地区の田 8,953 m²を借入れ、44 号は公社が川西地区の田 3,925 m²を借入れ、43 号、44 号を併せて 45 号の川西地区の認定農業者へ集積します。

46 号は公社が高寺地区の田 548 m²を借入れ、47 号の喜多方市在住で、周辺農地を耕作している農業者へ集積します。

48 号は公社が高寺地区の田 14,822 m²を借入れ、49 号の高寺地区の認定農業者である法人へ集積します。

(議長)

1 号案件から 2 号案件について担当委員の調査報告を求めます。

(2 番 薄委員)

1 号案件から 2 号案件について調査の結果を報告します。貸手に対して 5 月 15 日に電話にて、借手に対して同日の 15 日に訪問にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。

(議長)

質疑に入ります。1 号案件から 2 号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。1 号案件から 2 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって 1 号案件から 2 号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。

(議長)

次に 3 号案件から 5 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(若宮地区 渡部推進委員)

3 号案件から 5 号案件について調査の結果を報告します。3 号案件の貸手に対して 5 月 16 日に電話にて、4 号案件の貸手に対して 5 月 14 日に電話にて、5 号案件の借手に対して同日の 14 日に電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。

(議長)

質疑に入ります。3 号案件から 5 号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。3号案件から5号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって3号案件から5号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し異議がない旨の意見を付すことに決しました。

次に6号案件から8号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(若宮地区 渡部推進委員)

6号案件から8号案件について調査の結果を報告します。6号案件の貸手に対して5月14日に電話にて、7号案件の貸手の家族に対して5月16日に電話にて、8号案件の借手に対して5月14日に電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。

(議長)

ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受ける委員がいます。4番 鈴木委員の退場を命じます。

(鈴木委員退場)

(議長)

質疑に入ります。6号案件から8号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。6号案件から8号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって6号案件から8号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し異議がない旨の意見を付すことに決しました。

4番 鈴木委員の入場を認めます。

(鈴木委員入場)

(議長)

次に9号案件から10号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(金上地区 木村推進委員)

9号案件から10号案件について調査の結果を報告します。それぞれの貸手・借手に対して5月14日に電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。なお、水利費については、別途支払うとのことでした。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。

(議長)

質疑に入ります。9号案件から10号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。9号案件から10号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。
《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって9号案件から10号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し異議がない旨の意見を付すことに決しました。

(議長)

次に11号案件から12号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(金上地区 木村推進委員)

11号案件から12号案件について調査の結果を報告します。11号案件の貸手に対して5月16日に電話にて、12号案件の借手に対して5月14日に電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。

(議長)

質疑に入ります。11号案件から12号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。11号案件から12号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって 11 号案件から 12 号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し異議がない旨の意見を付すことに決しました。

(議長)

次に 13 号案件から 14 号案件について、担当委員に調査報告を求めます。

(10 番 齋藤委員)

13 号案件から 14 号案件について調査の結果を報告します。それぞれの貸手・借手に対して 5 月 12 日に電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。

(議長)

質疑に入ります。13 号案件から 14 号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。13 号案件から 14 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって 13 号案件から 14 号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し異議がない旨の意見を付すことに

決しました。

(議長)

次に 15 号案件から 18 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(2 番 薄委員)

15 号案件から 18 号案件について調査の結果を報告します。それぞれの貸手・借手に対して 5 月 13 日に電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。

(議長)

質疑に入ります。15 号案件から 18 号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。15 号案件から 18 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって 15 号案件から 18 号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し異議がない旨の意見を付すことに決しました

(議長)

次に 19 号案件から 20 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(6 番 五十嵐委員)

19 号案件から 20 号案件について調査の結果を報告します。19 号案件の貸手に対して 5 月 13 日に電話にて、20 号案件の借手に対して 5 月 18 日に電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。

(議長)

質疑に入ります。19 号案件から 20 号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。19 号案件から 20 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって 19 号案件から 20 号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し異議がない旨の意見を付すことに決しました。

(議長)

次に 21 号案件から 22 号案件について、事務局より調査報告を求めます。

(事務局)

本日欠席の広瀬地区の二瓶推進委員より調査報告書を預かりましたので、代わって事務局で報告します。
21 号の貸手に対し 5 月 13 日に電話にて、22 号の借手に対し 5 月 13 日に訪問にて、設定面積、期間、賃借料について調査したところ、

議案書に記載のとおり間違いありませんでしたとの報告を受けております。

(議長)

質疑に入ります。21 号案件から 22 号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。21 号案件から 22 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって 21 号案件から 22 号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し異議がない旨の意見を付すことに決しました。

(議長)

次に 23 号案件から 25 号案件について、事務局より調査報告を求めます。

(事務局)

本日欠席の広瀬地区の二瓶推進委員より調査報告書を預かりましたので、代わって事務局で報告します。

23 号、24 号の貸手については、数日にわたり電話をしましたが不在でした。25 号の借手については 5 月 14 日に電話にて設定面積、期間、賃借料について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした、との報告を受けております。

(議長)

質疑に入ります。23 号案件から 25 号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。23 号案件から 25 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって 23 号案件から 25 号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し異議がない旨の意見を付すことに決しました。

(議長)

次に 26 号案件から 28 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(5 番 鈴木委員)

26 号案件から 28 号案について調査の結果を報告します。それぞれの貸手に対して 5 月 15 日に電話にて、借手に対して 5 月 15 日に訪問にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。

(議長)

質疑に入ります。26 号案件から 28 号案について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。26 号案件から 28 号案について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって 26 号案件から 28 号案については、原案のとおり会津坂下町長に対し異議がない旨の意見を付すことに決しました。

(議長)

次に 29 号案件から 38 号案件について、事務局より調査報告を求めます。

(事務局)

本日欠席の 9 番 五十嵐委員より調査報告書を預かりましたので、代わって事務局で報告します。

29 号から 37 号までの貸手、38 号の借手に対し 5 月 15 日に電話にて、設定面積、期間、賃借料について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでしたとの報告を受けております。

(議長)

質疑に入ります。29 号案件から 38 号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。29 号案件から 38 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって 29 号案件から 38 号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し異議がない旨の意見を付すことに決しました。

(議長)

次に 39 号案件から 42 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(高寺地区 渡辺推進委員)

39 号案件から 42 号案件について調査の結果を報告します。それぞれの貸手・借手に対して 5 月 15 日に電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。

(議長)

ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受ける委員がいます。3 番 小畑委員の退場を命じます。

(小畑委員退場)

(議長)

質疑に入ります。39 号案件から 42 号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。39 号案件から 42 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって 39 号案件から 42 号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し異議がない旨の意見を付すことに決しました。

3 番 小畑委員の入場を認めます。

(小畑委員入場)

(議長)

次に 43 号案件から 45 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(5 番 鈴木委員)

43 号案件から 45 号案件について調査の結果を報告します。それぞれの貸手に対して 5 月 15 日に電話にて、借手に対して 5 月 16 日に訪問にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。

(議長)

質疑に入ります。43 号案件から 45 号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。43 号案件から 45 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって 43 号案件から 45 号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し異議がない旨の意見を付すことに

決しました。

(議長)

次に 46 号案件から 47 号案件について、事務局より調査報告を求めます。

(事務局)

46 号案件から 47 号案件については、申請の際に設定面積、利用期間、賃借料等について確認しておりますことを報告いたします。

(議長)

質疑に入ります。46 号案件から 47 号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。46 号案件から 47 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって 46 号案件から 47 号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し異議がない旨の意見を付すことに決しました。

(議長)

次に 48 号案件から 49 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(高寺地区 渡辺推進委員)

48 号案件から 49 号案件について調査の結果を報告します。それぞれの貸手・借手に対して 5 月 16 日に訪問にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。

(議長)

質疑に入ります。48 号案件から 49 号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。48 号案件から 49 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって 48 号案件から 49 号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し異議がない旨の意見を付すことに決しました。

議案第 136 号「現況確認証明について」

(議長)

議案第 136 号「現況確認証明について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。

＜事務局朗読＞

(議長)

1号案件から4号案件について、事務局に説明を求めます。

(事務局)

1号から4号案件まで、願出人より4件の証明願が提出されており、いずれの農地も約20年前に県営ほ場整備事業での換地処分により農地として登記されましたが、耕作することが困難な農地であるため、換地処分された当時より耕作できないものですので、この度地目変更するものです。

(議長)

1号案件から2号案件については、私から調査報告をします。5月11日に事務局と共に現地確認を行い、現況が雑種地であり農地に復元するのは困難な状況であると判断しました。

(議長)

質疑に入ります。1号案件から2号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。1号案件から2号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。1号案件から2号案件については許可適当と認め、許可することに決しました。

(議長)

次に3号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(10番 齋藤委員)

3号案件について調査の結果を報告します。5月12日に事務局と共に現地確認を行い、現況が雑種地であり農地に復元するのは困難な状況であると判断しました。

(議長)

質疑に入ります。3号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。3号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって3号案件については許可適当と認め、許可することに決しました。

(議長)

次に4号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(6番 五十嵐委員)

4号案件について調査の結果を報告します。5月12日に事務局と共に現地確認を行い、現況が雑種地であり農地に復元するのは困難な

状況であると判断しました。

(議長)

質疑に入ります。4号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。4号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって4号案件については許可適当と認め、許可することに決しました。

以上をもって、本日の総会に付議されました案件は、すべて審議を終了しました。

これをもちまして、第35回農業委員会総会を閉会いたします。

この議事録は真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 5 年 5 月 19 日

福島県河沼郡会津坂下町農業委員会長

署名委員

署名委員